

平成29年鞍手町議会第4回定例会会議録（第3号）						
平成29年 9月13日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議					議 長
	平成29年 9月13日 午後1時00分					星 正 彦
	閉 会 開 議					議 長
	平成29年 9月13日 午後2時45分					星 正 彦
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	出席 13人	5	竹内利一	出欠		
	欠席 0人	6	田中二三輝	出欠		
	欠員 0人	7	星 正 彦	出欠		
		8	鯨坂省治	出欠		
		9	栗田幸則	出欠		
	10	久保田正之	出欠			
会議録署名 議員	4	宇田川 亮		5	竹内利一	

職 務 出 席	議会事務局 局長	渡辺智文	出欠	議会事務 次 長	長 浦 良	出欠
	町 長	徳島眞次	出欠	会計課長	櫻井順子	出欠
	副町長	阿部 哲	出欠	建設課長	白石秀美	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進 課 長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興 課 長	立石一夫	出欠
	福祉人権 課 長	石井通稔	出欠	上下水道 課 長	原 敏勝	出欠
	税務住民 課 長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局 長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課 長	松永憲昌	出欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成29年第4回鞍手町議会定例会議事日程

9月13日 午後1時開議

第3号

- 日程第1 議案第43号 鞍手町こども塾設置及び管理運営に関する条例
- 日程第2 議案第44号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第45号 鞍手町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第46号 鞍手町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第47号 平成29年度鞍手町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第48号 平成29年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第49号 平成29年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第50号 平成29年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第51号 平成29年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第52号 平成29年度鞍手町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第53号 平成28年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第12 議案第54号 平成28年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第13 議案第55号 平成28年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第14 議案第56号 平成28年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第15 議案第57号 平成28年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第16 議案第58号 平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第17 議案第59号 平成28年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第18 議案第60号 平成28年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第19 議案第61号 平成28年度鞍手町水道事業会計決算認定
- 日程第20 議案第62号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事（第73工区）
請負契約の締結
- 日程第21 議案第63号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事（第74工区）
請負契約の締結
- 日程第22 議案第64号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事（第75工区）
請負契約の締結

平成29年9月13日（第3日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第43号 鞍手町こども塾設置及び管理運営に関する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

本条例案に関しましては、6月定例会の一般質問の折に質問議員との活発な意見交換の折に、町長はこの事業は福祉であるとの見解を主張されておられましたが、本日まであれからかなり時間が経過しております。その中で、まず町長の主張は変わっていないのか、変わっていないとすればこの条例案の所管は福祉、この事業は児童に対する福祉事業というふうになると思いますが、そのように理解してよろしいのでしょうか。町長にお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

担当部所としては福祉人権課と認識をいたしております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

福祉人権課になるというお答えをいただきました。ということは福祉という考えは変わっていないというふうに判断してよろしいのですね。町長、そうすると児童福祉法に抵触するおそれがあるのではないですか。我々は法律の主旨を遵守し、条例を制定して事業を行う責任があります。さらに本町既存の条例に対しても遵守する義務があります。

そこで児童福祉法並びに鞍手町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の趣旨を鑑みたとき、全ての児童は福祉を正しく補償される権利を有する。ここを重視するというのは、これは児童福祉法の主旨です。また、こどもの格差是正が問題視されている中で、一部の児童に対してこういった事業が行われるということで、これはまず格差助長にも繋がるのではないかなという懸念があります。税の公平なる分配に対しても一部の児童に対し町税を投入する懸念が生じるということにもなるし、鞍手町保育所設置条例並びに鞍手町保育所の運営に関する規則、これに照らしても古月保育所を利用するということに関しては、目的外使用の懸念があります。

法並びに各条例を精査して本条例案を議案として、町長あなたは提出したというふうなことから、町長はどのように判断してこの条例案を本議会に提出されたのか、その辺を分かり

やすく詳しく説明していただきたい。お願いします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

まず、古月保育所に公の施設として、こども塾を設置して問題ないものかというご質問に対しましては、古月保育所は児童福祉法の規定に基づき福岡県へ届出をして設置しておるものでございます。保育所は保育を実施するための施設であるため、こども塾を設置するためには当該部分を保育所から除外する必要があるとございます。このため本案の承認をしていただいた際には、児童福祉施設の変更届出を福岡県へ提出する必要があるとございます。

そういったことで、児童福祉施設を除外して運用するというところでございます。以上です。

○6番 田中 二三輝君

町長がどのような判断をしたのですかとお尋ねしていますので、町長がどのように判断されて、このような条例案を提出されたのかというのをお尋ねしています。

○議長 星 正彦君

町長に申し上げますが、これは先程の田中議員の質問は児童福祉法等を含めて抵触しているのではないかと。税の公平分配、あるいは保育所の今の設置条例から鑑みて抵触しているのではないかとという質疑なのです。それに対して町長に答弁を求められていますので、町長答弁をお願いします。

しばらく休憩します。

休憩 13時08分

再開 13時12分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

それでは、先程の田中議員の質問に対して町長から答弁をしていただきます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

時間を割いてすみません。お答えいたします。

ご質問のとおり鞍手町の単独財源により実施する事業である限り、希望者全員に対して実施できることが最良であることはもちろんのこととあります。

しかしながら事業の内容、規模、実施方法等鞍手町の子育て世代を支援するため、鞍手町独自の制度として1から構築してきた事業であります。現在想定している事業内容が完成型であるとは決して言えないかと思えます。

そこで4年間という事業期間を区切り、随時見直しを行いながら鞍手町の子育て支援策として町民に支持を受ける事業となるよう、また鞍手町がより魅力ある町となるよう試行的に実施をいたしたいとそのような考えているところでございます。

なお、現在の定員設定は、人数ベースでは能力開発クラスA及びBについては各44人、

チャレンジクラスでは105人、合計193人を予定いたしております。

定員設定についても事業の費用対効果や利用希望者数等の今後の検証を見ながら見直しをしていく必要があるものとそのように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

私は計画の中身がどうのこうのと聞いていないのです。児童福祉法の趣旨と現在ある条例に抵触しないというふうに判断した理由を聞いているのです。その辺を答えて下さい。

○議長 星 正彦君

執行部はしっかりと答弁してもらいたいと思います。

しばらく休憩します。

休憩 13時14分

再開 13時15分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

町長。

○町長 徳島 眞次君

議員のおっしゃることはよく分かっていますが、執行部といたしましては抵触しないという方向で考えております。以上でございます。

○6番 田中 二三輝君

どういうふうに判断したかと聞いているのですから、その理由を言ってもらわないと、抵触していないから出ているのは分かりますよ。ですから、どういうことで抵触していないと判断したのかを答えてもらわないと納得できないでしょう。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

貧困連鎖の問題解決の一助になるとそのように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君の質問はすでに3回になりましたが、会議規則第54条但し書きの規定によって特に発言を許可します、

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

ありがとうございます。3回というルールがございますが、続けて質問をさせていただきます。

町長、児童福祉法の趣旨と今の条例案に抵触しないということをどのようにご判断された

のかと聞いたのですが、先程課長がお答えいただいた古月保育所をこの条例案がとおったら福岡県の方に許可を求めますということ自身が、すでに条例に抵触して目的外使用なのでしょうこれは、今の段階では。そこは理解されていますか。これは目的外使用のなにものでもないですよ。いくら部屋が余っていようと。それに児童福祉法の趣旨というのは、保育が必要とする児童は全て平等に権利を与えられる、それが児童の逆に権利なのです。それを人数で制限するとは何事ですか。まして地方公共団体はその義務があると、児童福祉法の内容にすでに書かれていることでしょうか。そこを無視しての内容ですよ。

あなたがやっている若年層から外国語、特に英語とか外国の方と接する機会を設けて、そういうことに慣れていく、そういったことをやろうとしていることは、僕は素晴らしいことだと思います。だけど、わざわざこういう条例を作ってやらなくても今ある状況を精査したら、あなたがやろうとしている同じ内容のことを結果としてできる方法があるではないですか。ここで提案しているのですが、今日はそういう場でないので何も言いませんが、あなたはそういうことを考えて、全体を見てやっているのかどうかというのが非常に疑義がある。今、私の質問ですらきちんと答えられなかったら、一旦これお取り下げになって法の趣旨、そして各条例の内容等をもう一度精査されて、どうしてもこういう事業をしたいのであれば、もう一度きちんと全ての条例を精査し、法律の主旨をもう一度きちんと精査して、かみ砕いて理解された上でご提案しなさいかですか。そうでないと、このまま、もしこれが委員会付託とかをされたら、付託された方の委員会は大変ですよ。提案者がしっかりした説明ができないような議案を付託された方はどう審査するのですか。

思い切ってこの議案をお取り下げしたらいかがですか。以上です。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

議案として出しておりますので、委員会審査の中で揉んでいただければとそうのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

私も今の質問とかぶるところもあるかもしれませんが、説明できないものを委員会で揉んで修正してくれということでしょうかね。なかなか先程の課長の答弁からしても、保育所設置法からも逸脱している。条例の中身自体もすでに第2条の1のところ、古月保育所敷地内と書いてあります。まずそこから古月保育所を削って、それから削ったところにこども塾を建設するだとか、それは例えば1つの問題です。他にもたくさんありますが、そういうものを一つ一つ見ても抵触するようところがたくさんあるわけです。

そこでまず明らかになっているのにそれでもまだ1回出したものは取り下げられないじゃ

なくて、きちんとみんなが納得して、全員の賛成を得られるような内容の条例案を提出していただきたいというふうに思いますが、答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

議員がおっしゃることはよく理解しました。今ここでこれを提案するということはいささか。もう一度お時間をいただいてやらせていただけますか。

これは1回撤回をさせていただければと。議会の手続きがあるみたいですので、それに則って行いたいとそうのように思います。以上でございます。

○議長 星 正彦君

今、町長の答弁で一度取り下げてということですので、あと議会は正式に受けてということになると思いますので、次の議案に進んでいいでしょうか。

しばらく休憩します。

休憩 13時24分

再開 14時25分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

平成29年第4回鞍手町議会定例会の議題として提出した議案の撤回について執行部から申し出が 있습니다。

議案第43号 鞍手町こども塾設置及び管理運営に関する条例。

議案第47号 平成29年度鞍手町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

この撤回に賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数）

挙手多数です。よって撤回の申し入れを可決しました。

しばらく休憩します。

休憩 14時26分

再開 14時44分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

これで本日の会議は終わりました。

本日はこれで散会します。

散会 14時45分